

城陽市地域公共交通計画策定業務 公募型プロポーザル審査要領

城陽市地域公共交通計画策定業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「城陽市地域公共交通計画策定業務委託 募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に応募書類を提出した参加者
- (3) 募集要領に基づき適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

審査項目		審査の視点	配点	
1	企業に関する事項及び業務実績	安定して業務を遂行できる経営基盤及び組織体制は整っているか。 (業務実績高、有資格者の状況等)	5	10
		業務を遂行するのに有効な同種業務の実績を有しているか。(同種業務の実績数)	5	
2	業務体制	専門知識及び経験を有する人員配置が計画されているか。また、業務を遂行する上で十分な体制が確保されているか。 (保有資格、技術者の配置数、同種業務の従事実績数)	10	10
3	業務の実施に係る企画提案内容	業務の趣旨及び目的を理解し、実施方針(方法、手順等)が適切で、具体的なものとなっているか。	10	55
		業務手順や工程が具体的に明記され、城陽市の特性を踏まえた実現性のある内容となっているか。	10	
		城陽市の交通サービスの現状・問題点を的確に把握した提案がなされているか。	15	
		実績、ノウハウ、他事例等を活用した有効な提案や独自の提案が示されているか。	15	
		提案資料は、写真や参考資料を用いる等、簡潔で分かりやすい内容であるか。	5	

4	コミュニケーション能力、対応力	企画提案書の内容を規定時間内に分かりやすく説明しているか。	5	15
		質問に対し、的確かつ明瞭簡潔に答えているか。	5	
		本業務への取り組み意欲が感じられるか。	5	
5	価格提案	評価点 = $10 \times (\text{提案者のうち最低見積額} \div \text{見積額})$ ※小数点以下切り捨て	10	10
合計		100 点		

(2) 審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15 点	15	12	9	6	3
10 点	10	8	6	4	2
5 点	5	4	3	2	1

※(1) 審査項目等のうち、「5 価格提案」を除く。

3 審査委員会の設置及び構成員

このプロポーザルの審査のため、次の5名を審査委員として構成する審査委員会を設置する。

- (1) 城陽市地域公共交通活性化協議会 会長 (学識経験者)
- (2) 城陽市地域公共交通活性化協議会 委員 1名
- (3) 城陽市理事
- (4) 城陽市都市整備部長
- (5) 城陽市地域公共交通活性化協議会事務局長 (城陽市都市政策課長)

4 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 日時

詳細については、別途書面により通知する。

(2) 審査の方法

審査委員は、参加者から提出された企画提案書及び価格提案書並びに別記「審査項目」に基づいて審査を行う。

審査委員会及び審査経過については公表しない。

5 契約候補者の選定

予定価格の範囲内において、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満又は提案項目において6割未満の場合は、契

約候補者として選定しない。

6. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に次の事項を記載した結果通知書により通知する。

- (1) 選定又は非選定の別
- (2) 業務名称
- (3) 当該提案者の点数
- (4) 契約候補者と点数

なお、選定結果に対する問い合わせには応じない。